

# 業務指示書

## モンゴル国国家総合開発計画策定プロジェクト

### 第1 指示書の適用

本指示書は独立行政法人国際協力機構(JICA)が実施する標記業務のうち、民間コンサルタント等(以下「コンサルタント」という。)に実施を委託する業務に関する内容を示すものです。コンサルタントは、この業務指示書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル等を機構に提出するものとします。

なお、本指示書の第2「業務の目的・内容に関する事項」、第3「業務実施上の条件」は、この内容に基づき、コンサルタントがその一部を補足又は改善し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。

本指示書に係る質問期限：2018年9月19日 12時 まで

問合せ先：調達部 契約第一課 関谷 貴子 Sekiya.Takako@jica.go.jp

質問に対する回答：2018年9月25日 までに機構ホームページ上に行います。

### 第2 業務の目的・内容に関する事項-----別紙のとおり

### 第3 業務実施上の条件-----別紙のとおり

### 第4 競争上の条件

#### 1 競争参加資格要件

(1) 以下のいずれかに該当する者は、JICA契約事務取扱細則(平成15年細則(調)第8号)第4条に基づき、競争参加資格を認めません。また、共同企業体の構成員や入札の代理人となること、契約の下請負人(補強を含む。)となることも認めません。プロポーザル提出時に何らかの文書の提出を求めらるるものではありませんが、必要に応じ、契約交渉の際に確認させていただきます。

#### 1) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者

具体的には、会社更生法(平成14年法律第154号)又は民事再生法(平成11年法律第225号)の適用の申し立てを行い、更生計画又は再生計画が発効していない法人をいいます。

#### 2) 「独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程」(平成24年規程(総)第25号)第2条第1項の各号に掲げる者

具体的には、反社会的勢力、暴力団、暴力団員、暴力団員等、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等を指します。

#### 3) 「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」(平成20年規程(調)第42号)に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている者

具体的には、以下のとおり取り扱います。

① 競争開始日(プロポーザル等の提出締切日)に措置期間中である場合、競争への参加を認めない。

② 競争開始日(プロポーザル等の提出締切日)の翌日以降から、契約相手確定日(契約交渉順位決定日)までに措置が開始される場合、競争から排除する。

③ 契約相手確定日(契約交渉順位決定日)の翌日以降に措置が開始される場合、競争から排除しない。

④ 競争開始日(プロポーザル等の提出締切日)以前に措置が終了している場合、競争への参加を認める。

(2) JICA契約事務取扱細則第5条に基づき、以下の資格要件を追加して定めます。共同企業体の構成員についても、以下の資格要件を求めます。

#### 1) 全省庁統一資格

平成28・29・30年度全省庁統一資格を有すること。同資格を有していない場合は機構の「簡易審査」を受けていること。

「競争参加者資格審査」の詳細については、当機構ホームページ「調達情報」>「競争参加資格」(<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>)を参照のこと。

## 2) 日本登記法人

取引の安全性を確保するため、競争参加資格要件として、日本国における登記法人であることを求めています。しかしながら、独立行政法人国際協力機構法（平成14年法律第136号）第13条第1項第8号及び9号に基づき実施される業務であって、かつ、登記法人であることを求めることにより競争が著しく制限される等の可能性がある場合、これを求めない場合があります。

(各項目の( )に○を付したものが、今回の指示内容です。)

(○) 日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人（以下「本邦登記法人」という。）であること。

( ) 法人格を有すること（本邦登記法人であることを求めない。ただし、本邦登記法人でない場合には、契約交渉に際し、本邦外における登記簿写しの提出を求めることがあります）。

## 3) 利益相反の排除

利益相反を排除するため、本件業務のTOR (Terms of Reference) を実質的に作成する業務を先に行った者、各種評価・調査業務を行う場合であって当該業務の対象となる業務を行った者、及びその他先に行われた業務等との関連で利益相反が生じると判断される者については、競争への参加を認めません。また、共同企業体の構成員や入札の代理人となること、契約の下請負人（補強を含む。）となることも認めません。

(各項目の( )に○を付したものが、今回の指示内容です。)

( ) 以下の者については、競争への参加を認めません。

## 2 共同企業体の結成の可否

業務の規模が大きく、一社単独では望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は業務の内容が広範にわたるため、業種又は分野ごと得意な社同士で共同企業体を結成することが望ましい案件について、競争を促進するために、必要最低限の範囲で共同企業体の結成を認める場合があります。

(各項目の( )に○を付したものが、指示内容です。)

( ) 認めません。

( ) 認めます。

(○) 認めます。ただし業務主任者（総括）は、共同企業体の代表者の者とします。

( ) 者までの共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者（総括）は、共同企業体の代表者の者とします。

注1) 資格停止期間中のコンサルタントは、構成員になれません。

注2) 共同企業体の結成にあたっては、結成届をプロポーザルに添付してください。

注3) 共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

## 3 補強の可否

自社の経営者若しくは自社と雇用関係にある（原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。）技術者を「専任の技術者」と称します。また、専任の技術者以外の業務従事者を「補強」と称します。

補強については、全業務従事者の4分の3までを目途として、配置を認めます。ただし、受注者が共同企業体である場合、共同企業体の代表者及び構成員ごとの業務従事者数の2分の1までを目途とします。なお、業務主任者については、補強の配置を制限する場合があります。

(各項目の( )に○を付したものが、今回の指示内容です。)

(○) 業務主任者(総括)については補強を認めません。

( ) 業務主任者(総括)については補強を認めます。

注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は他社の補強になることは認めません。

注2) 複数の社が同一の者を補強することは、これを妨げません。

注3) 業務管理グループ(第5の3参照)では、制度の主旨から補強を認めていないため、業務主任者が補強の場合には、副業務主任者(副総括)の配置が認められません。

注4) 評価対象業務従事者の補強にあたっては、同意書をプロポーザルに添付してください。

評価対象外業務従事者については、契約交渉時若しくは補強を確定する際に同意書を提出してください。

注5) 補強として参加している社との再委託契約は認めません。

注6) 通訳団員については、補強を認めます。

#### 4 外国籍人材の活用

(各項目の( )に○を付したものが、今回の指示内容です。)

( ) 外国籍人材の活用を認めます。

(○) 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ2分の1を超えない範囲において認めます。

( ) 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ4分の1を超えない範囲において認めます。

注) 外国籍人材とは以下に該当する人材とします。

・プロポーザルを提出する法人に在籍する外国籍の人材で、常用の雇用関係を有するもの又は嘱託契約を締結しているもの

・プロポーザルを提出する法人の外部からの補強として当該業務に従事させる外国籍の人材。

#### 第5 プロポーザルに記載されるべき事項

##### 1 コンサルタントの経験、能力等

(1) 類似業務の経験

(2) 業務実施上のバックアップ体制等

(3) その他参考となる情報

注) 類似業務：地域開発計画マスタープラン調査に係る各種業務

##### 2 業務の実施方針等

(1) 業務実施の基本方針等

(2) 業務実施の方法

(3) 作業計画

(4) 要員計画

(5) 業務従事者毎の分担業務内容

- (6) 現地業務に必要な資機材
- (7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）
- (8) その他

注1) (1)と(2)を併せた記載分量は、40ページ以下としてください。

注2) (4)要員計画について、評価対象外業務従事者の氏名及び所属先の記載は不要とし、契約交渉時、又は遅くとも各業務従事者の作業開始時期までに双方で打合簿により確定します。なお、評価対象外業務従事者についての補強や外国籍人材の活用等については、契約交渉時、もしくは業務実施過程において、業務指示書で定める制限が遵守されていることを確認します。

### 3 業務従事予定者の経験、能力等

業務にかかる総括責任者として、業務主任者（総括）を業務従事者の中から指名してください。なお、業務主任者に代えて、業務主任者と副業務主任者（副総括）を業務管理グループとして配置することを認める場合があります。

#### (1) 業務管理グループ

業務主任者と副業務主任者の配置計画を併せて業務管理グループを提案する場合、その配置の考え方、両者の役割分担等の考え方等について記載願います

(各項目の( )に○を付したものが、指示内容です。)

( ) 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認めない。

(○) 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認める（ただし、副業務主任者を補強とすることは認めない）。副業務主任者は1名を上限とする。

業務管理グループを認める案件については、業務主任者の格付が1号の案件を除いては、若手加点の対象となります。具体的には、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合、2点を加点します。（「第9 プロポーザルの評価」参照）本案件の取扱いについては、以下のとおり。

(○) 若手加点の対象とする。

( ) 若手加点の対象としない。

#### (2) 評価対象業務従事者の経験、能力等

##### 【業務主任者（総括／国土開発計画）】

- 1) 類似業務の経験：地域開発計画に係る各種業務
- 2) 対象国又は同類似地域：モンゴル 及び全途上国での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語

##### 4) 業務主任者等としての経験

5) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）

6) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

##### 【業務従事者：担当分野 国土空間計画】

- 1) 類似業務の経験：空間計画に係る各種業務
- 2) 対象国又は同類似地域：モンゴル 及び全途上国での業務の経験
- 3) 語学力：語学評価せず
- 4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野 社会経済分析／計画フレームワーク／シナリオプランニング】

- 1) 類似業務の経験：社会経済分析に係る各種業務
- 2) 対象国又は同類似地域：モンゴル 及び全途上国での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語
- 4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

第6 競争参加資格要件の確認及びプロポーザルの提出手続き

1 競争参加資格要件の確認

競争参加資格要件のうち、全省庁統一資格については、当機構ホームページ「調達情報」>「競争参加資格」（<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>）に示す資格確認手続きを行った上で通知される「整理番号」をプロポーザルに記載して頂くことにより、確認します。その他の資格要件については、必要に応じ、契約交渉に際し、確認します。

2 プロポーザルの提出期限、提出場所等

- (1) 提出期限：2018年10月5日 12時
- (2) 提出方法：郵送又は持参（郵送の場合は、上記提出期限までに到着するものに限ります。）
- (3) 提出先・場所：
  - ・郵送の場合  
〒102-8012  
東京都千代田区二番町5番地25 二番町センタービル  
独立行政法人国際協力機構 調達部
  - ・持参の場合  
二番町センタービル1階調達部受付（調達カウンター）
- (4) 提出書類：プロポーザル 正1部 写5部  
見積書 正1部 写1部（次項第7参照）  
注）郵送の場合、「各種書類受領書」の提出は不要です。

3 プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- (1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- (2) 提出されたプロポーザルに記名・押印がないとき
- (3) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- (4) 競争参加資格要件を満たさない者がプロポーザルを提出したとき
- (5) 既に受注している案件、契約交渉中の案件及び選定結果未通知の案件と業務期間が重なって同一の業務従事者の配置が計画されているとき
- (6) 虚偽の内容が記載されているとき
- (7) 前各号に掲げるほか、本業務指示書又は参照すべきガイドライン等に違反したとき

第7 見積価格及び内訳書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積り及びその内訳書正1部と写1部を密封して、プロポーザルとともに提出してください。見積書の作成に当たっては「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」を参照してください。

(URL : <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

(各項目の ( ) に○を付したものが、指示内容です。)

( ) 契約全体が複数の契約期間に分かれるため、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成してください。

( ) 航空運賃については、安全対策上等の必要性に基づき、ZONE-PEX運賃（エコノミークラス）又は正規割引運賃（ビジネスクラス）ではなく、認められるクラスの普通運賃を上限として見積もることを認めます。

なお、見積のうち下記については、別見積としてください。

- (1) 旅費（航空賃）
- (2) 旅費（その他：戦争特約保険料）
- (3) 一般業務費のうち安全対策経費に分類されるもの
- (4) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
- (5) その他（以下に記載の経費）

注) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。

(MNT1 = 0.04531 円 , US\$1 = 111.403 円 , EUR1 = 130.25 円)

## 第8 プレゼンテーション

プロポーザルを評価する上で、より効果的かつ適切な評価を行うために、業務主任者等から業務の実施方針等についてプレゼンテーションを求める場合があります。

(各項目の ( ) に○を付したものが、指示内容です。)

( ) プレゼンテーションは実施しません。

(○) プロポーザル評価の一環として、以下の要領でプレゼンテーションを行っていただきます。その際、

( ) 業務主任者がプレゼンテーションを行ってください。ただし、業務主任者以外に1名の出席を認めます。

(○) 業務主任者又は副業務主任者、若しくは両者が共同してプレゼンテーションを行ってください。  
なお、業務主任者又は副業務主任者のみがプレゼンテーションを行う場合は、業務主任者又は副業務主任者以外に1名の出席を認めます。

(1) 実施時期：10月11日(木) 14:00～17:00

(各社の時間は、プロポーザル提出後、別途指示します。)

(2) 実施場所：JICA本部（麹町） 208会議室

(3) 実施方法：

1) 一社あたり最大、プレゼンテーション10分、質疑応答15分とします。

2) プロジェクタ等機材を使用する場合は、コンサルタント等が準備するものとし、プロポーザル提出時、使用機材リストを調達部契約第一課・第二課まで報告するものとし、

機材の設置に係る時間は、上記1)の「プレゼンテーション10分」に含まれます。

(以下、各項目の ( ) に○を付したものが、指示内容です。)

( ) 上記(2)の実施場所以外からの出席を認めません。

(○) 海外在住・出張等で当日JICAへ来訪できない場合、下記の何れかの方法により上記(2)の実施場所以外からの出席を認めます。その際、a) 電話会議による出席を最優先としてください。

実施日時は上記(1)で指定された日時です。

a) 電話会議

通常の電話のスピーカーオン機能による音声のみのプレゼンテーションを認めます。コンサルタント等からJICAが指定する電話番号に指定した日時に電話をしてください。通話にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。

b) Web会議システム (<http://jica.webex.com/>)

インターネット回線を用いてJICAが提供するWeb会議システムに接続します。接続先のURLや接続に係る初期設定については、調達部契約第一課・第二課より連絡します。

注) Skype等のIP通信サービスは利用できません。

c) テレビ会議システム

ISDN回線を用いてコンサルタント等からJICA-Netに接続します。テレビ会議システムの準備はコンサルタント等が行うものとし、接続にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。プロポーザル提出時に、接続先等（接続先名、ISDN番号、使用機器のメーカー名・銘柄、担当者のアドレス・電話番号）を調達部契約第一課・第二課まで報告するものとします。

注) JICA在外事務所のJICA-Netを使用しての出席は認めません。ただしJICA在外事務所主管案件の場合は、当該主管事務所からの出席を認めます。

## 第9 プロポーザルの評価

### 1 プロポーザルの評価基準

提出されたプロポーザルは、別紙の「プロポーザル評価表」に示す評価項目及びその配点に基づき評価（技術評価）を行います。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料1「プロポーザル評価の基準」及び別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」を参照してください。

プロポーザル評価表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者とその想定される業務従事人月数は以下のとおりです。

1) 評価対象とする業務従事者の担当分野

総括／国土開発計画

国土空間計画

社会経済分析／計画フレームワーク／シナリオプランニング

2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

25.75 M/M

技術評価の点が60点未満の評価となった場合は、失格となります。

なお、評価の確定に際しては、技術評価で60点以上の評価を得たプロポーザルを対象に、以下の2点について、加点・斟酌されますので、ご注意ください。

#### (1) 若手育成加点

業務管理グループを認める全案件（業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く。）においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合（どちらが総括でも可）、一律2点の加点（若手育成加点）を行います。なお、45歳以下でも上位格付認定により1号以上となる場合は「シニア」とみなし、「若手」と組んだ場合は加点対象とします。（年齢は当該年度（公示日の属する年度。再公示の場合は再公示日の属する年度。）4月1日時点での満年齢とします。）若手加点制度の詳細については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」を参照ください。

## (2) 価格点

技術評価及び若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1順位と第2順位以下との差が僅少である場合に限り、第7により提出された見積価格を加味して交渉順位を決定します。

具体的には、技術評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として最大2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。価格点の詳細については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料4「価格点の算出方法」を参照ください。

## 2 評価結果の通知

提出されたプロポーザルはJICAで評価・選考の上、2018年10月26日(金)までに評価を確定し、各プロポーザル提出者に契約交渉順位を通知します。

## 3 評価結果の公表

評価結果については、以下の項目を当機構ホームページに公開することとします。

### (1) プロポーザルの提出者名

契約交渉順第1位の者の名称のみを公開し、第2位以下の者の名称は非公開とする。

### (2) プロポーザルの提出者の評価点

以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。基準点に達しないものについては、「基準下」とのみ記載する。

①コンサルタント等の法人としての経験・能力

②業務の実施方針等

③業務従事予定者の経験・能力

④若手育成加点\*

⑤価格点\*

\*④、⑤は該当する場合のみ

## 第10 その他

### 1 配布・貸与資料

JICAが配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないでください。

### 2 プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

### 3 プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、個人情報保護関連法令等で定める場合を除き、本件業務の契約交渉順位を決定し、また、契約交渉及び契約管理を行う目的以外には使用しません。

### 4 プロポーザルの返却

不採用となったプロポーザル(正)及び見積書(正)は、各プロポーザル提出者の要望があれば返却しますので選定結果通知後2週間以内に受け取りに来て下さい。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

### 5 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

### 6 プロポーザルの作成にあたっての資料

プロポーザルの作成にあたっての参考情報は以下のとおりです。

#### (1) 「プロポーザル作成ガイドライン」:

当機構ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>「調達ガイドライン コンサルタント等の調達」>「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」

(URL: [http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal\\_201211.html](http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html))

(ハードコピーでの販売・配布は行っておりません)。



(2) 業務実施契約に係る様式：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」様式 コンサルタント等の調達 業務実施契約  
(URL : [http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul\\_g/index\\_since\\_201404.html](http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html))

(3) 規程：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」規程  
(URL : <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/common/index.html>)

(4) 調達ガイドライン (コンサルタント等契約)：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」調達ガイドライン コンサルタント等の調達  
(URL : <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

7 密接な関係にあると考えられる法人との契約に関する情報公開について

契約先に関する以下の情報をJICAホームページ上で以下のとおり公表することとしますので、本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようお願いいたします。なお、案件へのプロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

(1) 公表の対象となる契約相手方取引先 (共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。)  
次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア. 当該契約の締結日において、JICAで役員を経験した者が再就職していること、又はJICAで課長相当職以上の職を経験した者が役員等(注)として再就職していること

注) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含みます。

イ. JICAとの間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

(2) 公表する情報

契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。

ア. 対象となる再就職者の人数、再就職先での現在の職名、JICAでの最終職名 (氏名は公表しない。)

イ. 契約相手方の直近の財務諸表におけるJICAとの取引高

ウ. 総売上高又は事業収入に占めるJICAとの間の取引割合

エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

(3) JICAの役職員経験者の有無の確認日

(4) 情報の提供

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くことになります。

8 資金協力本体事業等への推薦・排除

本件業務に基づき実施される資金協力本体事業等については、利益相反の排除を目的として、本体事業等への参加が制限されます。また、無償資金協力を想定した協力準備調査については、本体事業の設計・施工監理 (調達管理を含む。) コンサルタントとして、機構が先方政府実施機関に推薦することとしています。

(以下、各項目の ( ) に○を付したものが、指示内容です。)

( ) 本件業務は、無償資金協力事業を想定した協力準備調査に当たります。したがって、本件事業実施に際して、以下のとおり取り扱われます。

1. 本件業務の受注者は、本業務の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理 (調達補助を含む。) コンサルタントとして、機構が先方政府実施機関に推薦します。ただし、受注者が無償資金協力を実施する交換公文 (E/N) に規定される日本法人であることを条件とします。

本件業務の競争に参加する者は、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」に示されている様式5 (日本法人確認調書) をプロポーザルに添付して提出してください。

ただし、同調書は本体事業の契約条件の有無を確認するもので、本件業務に対する競争参加の資格要件ではありません。

2. 本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社の他、業務従事者個人を含む。）及びその親会社／子会社等は、本業務（協力準備調査）の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理（調達補助を含む。）以外の役務及び財の調達から排除されます。

（ ）本件業務は、有償資金協力事業に係る詳細設計業務を含みます。したがって、本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社を含む。）及びその関連会社／系列会社（親会社／子会社等を含む。）は、本業務の結果に基づき当機構による有償資金協力が実施される場合は、施工監理（調達補助を含む。）以外の役務（審査、評価を含む。）及び材の調達から排除されます。

（ ）本件業務は、フォローアップ事業に係る詳細設計業務を含みます。したがって、本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社を含む。）及びその親会社／子会社等は、本業務の結果に基づき当機構がフォローアップ事業を実施する場合は、施工監理（調達補助を含む。）以外の役務及び財の調達から排除されます。

#### 9 案件の延期又は中止について

治安の急変等により案件が延期又は中止になることがありますので、予めご注意ください。

以上

プロポーザル評価表  
モンゴル国国家総合開発計画策定プロジェクト

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10.00)	
(1) 類似業務の経験	6.00	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4.00	
2. 業務の実施方針等	(40.00)	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	16.00	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	18.00	
(3) 要員計画等の妥当性	6.00	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）		
3. 業務従事予定者の経験・能力	(50.00)	
(1) 業務主任者の経験・能力/ 業務管理グループの評価	(26.00)	
	業務主任者 のみ	業務管理 グループ
①業務主任者の経験・能力 総括/国土開発計画	(21.00)	( 8.00)
ア) 類似業務の経験	8.00	3.00
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	3.00	1.00
ウ) 語学力	4.00	1.00
エ) 業務主任者等としての経験	4.00	2.00
オ) その他学位、資格等	2.00	1.00
②副業務主任者	( - )	( 8.00)
カ) 類似業務の経験	-	3.00
キ) 対象国又は同類似地域での業務経験	-	1.00
ク) 語学力	-	1.00
ケ) 業務主任者等としての経験	-	2.00
コ) その他学位、資格等	-	1.00
③体制、プレゼンテーション	( 5.00)	(10.00)
サ) 業務主任者等によるプレゼンテーション	5.00	5.00
シ) 業務管理体制	-	5.00
(2) 業務従事者の経験・能力： 国土空間計画	(12.00)	
ア) 類似業務の経験	8.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	1.00	
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等	3.00	
(3) 業務従事者の経験・能力： 社会経済分析/計画フレームワーク/シナリオプランニング	(12.00)	
ア) 類似業務の経験	6.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	1.00	
ウ) 語学力	2.00	
エ) その他学位、資格等	3.00	
(4) 業務従事者の経験・能力：	( )	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(5) 業務従事者の経験・能力：	( )	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
総合評点	[ 100.00]	



## 第2 調査の目的・内容に関する事項

### 1. プロジェクトの背景

モンゴルは、主に鉱業分野の開発に牽引され、2006年から2013年にかけて一人当たりGDPが4倍近くに上昇する等、急速な経済成長を遂げている。一方で、人口や産業は首都であるウランバートル市に一極集中していることから、国レベルで調和のとれた開発を行うことが急務となっている。現に、ウランバートル市には全体人口の約46%（146万人）、さらに産業についても、活動企業の約62%（3.7万件）が集中している状況であり、同市内ではインフラ不足、環境汚染等の都市問題が発生している。

上記の首都への一極集中に付随し、首都と地方間の格差が顕著となっている。例えば、都市部と地方部の平均月収は、それぞれ約112万トゥグルグ（Mongol Tugrik、以下「MNT」：モンゴル国の通貨単位）と約89万MNT（いずれも2017年）と、約23万MNTの差があり、貧困率に関しては、2014年において都市部と地方部でそれぞれ18.8%、26.4%と、約8%の差となっている。加えて、1990年の市場経済化以降は、地域ごとの人口階層に応じた公共施設整備基準を定め、施設整備を実施しているものの、公共施設の維持負担の増加等により、特に地方部において施設の老朽化を含めて教育、医療等の生活サービスの水準が加速度的に低下している。この結果、上述の貧富の格差等に伴う雇用の確保に加えて、生活サービスを求めて益々ウランバートル市へ人口が集中しているというのが現状である。こうした全国レベルでの人口及び産業分布等の不均衡に伴う諸問題を解決していくために、モンゴル全土を対象とした包括的な開発計画が必要とされている。

上記を背景として、全国総合開発計画（以下、「全総」）策定の経験を有する我が国の支援を得て、都市と地方部の均衡ある開発及び持続可能な発展を促進するための国家総合開発計画を策定することをモンゴル政府は要望し、我が国への開発計画調査型技術協力「国家総合開発計画策定プロジェクト」（以下「本プロジェクト」）の要請に至った。

本要請に先立っては、JICAは2015年3月から2016年10月にかけて、モンゴル国「地域総合開発にかかる情報収集・確認調査」を実施し、モンゴルにおける現状及び課題・ニーズ、開発ポテンシャルにかかる情報整理及び分析を行った上で、当該分野での協力可能性を検討した。さらに、JICAは2018年5月に詳細計画策定調査を実施し、プロジェクトの対象範囲、協力の枠組み等をモンゴル側実施機関と確認の上、2018年8月22日に討議議事録（Record of Discussion、以下「R/D」）の署名を行った。本プロジェクトは同R/Dに基づき、国家総合開発計画の策定支援並びに同計画の策定及び更新に係る実施機関の能力強化を目的として技術協力を行うものである。

### 2. プロジェクトの概要

#### (1) プロジェクトの目的

モンゴル国において、人間居住計画（Human Settlement Plan、以下「HSP」）及び地域開発政策（Regional Development Policy、以下「RDP」）を含む国家総合開発計画を作成することにより、国土の均衡ある開発及び持続可能な発展が促進され、もって地域間格差の是正及び首都における都市問題の改善に寄与する。

## (2) 期待される成果

### ① 国家総合開発計画が策定される

(注：国家総合開発計画は HSP 及び RDP の内容を統合したものとして策定する。本プロジェクトの最終／中間成果を用いながら、モンゴル側の判断に基づき HSP 及び RDP は最終化され、それぞれモンゴル側主導の下、モンゴル国内での承認プロセスに乗せられる。)

### ② 国家総合開発計画の策定及び更新に係る実施機関の能力が強化される

## (3) 対象地域

モンゴル全土 (1,564,100km<sup>2</sup>)

## (4) 実施機関

以下の 2 機関を主たるカウンターパート (以下、「C/P」) 機関とする。(それぞれの機関のモンゴル国における詳細な役割については配布資料の詳細計画策定調査報告書を参照。)

### ① 建設・都市開発省 (Ministry of Construction and Urban Development、以下「MCUD」) : HSP の策定を所掌する機関

### ② 国家開発庁 (National Development Agency、以下「NDA」) : RDP の策定を所掌する機関

なお、NDA は各省の開発政策や公共投資プロジェクトの調整機関であり、行政上の位置づけは総局レベルで、制度的には調整の対象となる「省」の下部組織となっている。ただし、NDA は首相直轄の機関であり、MCUD と直接の上下関係に位置づけられているものではない。

## (5) 協力期間

2018 年 11 月～2021 年 6 月 (計 32 カ月)

## (6) 調査概要

### ① 調査対象地域の現況把握及び開発課題の分析

ア) 対象地域の現況把握

イ) 既存の開発政策・計画の分析及び整理

ウ) 関連法制度、機関・組織の役割・業務の分析及び整理

エ) 他ドナーの支援状況、関連プロジェクト・調査の分析及び整理

オ) GIS、経済・社会データ、土地利用、地質、災害履歴、賦存資源 (水、鉱物、農産物等) を含む既存の調査・統計・情報の収集及び整理

カ) 社会基盤施設及び産業 (観光業を含む) 等の現況の分析及び整理

キ) 国外との交易の現状と課題の分析及び整理

ク) 生活サービス (公共教育・医療・公共施設等) の現況の分析及び整理

ケ) 人口動態及び居住実態の分析及び整理

コ) モンゴル国の文化・慣習・伝統・考古学的遺産を含む環境社会配慮に関する分析及び整理

サ) 各地域の都心及び副都心、重点工業地帯を適正に配置するための空間分析

シ) 地域間格差に関する分析及び整理

ス) 気候変動影響に係るリスク評価及び特定されたリスクを回避・軽減するための対策の検討

セ) モンゴル持続可能な開発ビジョン (Mongolia Sustainable Development

- Vision 2030、以下「SDV2030」) で定められた 2030 年における達成指標 (Key Result Indicator、以下「KRI」) とその現状に関するギャップアセスメント
- ソ) 将来の開発に関する開発ポテンシャル、制約条件、課題、ニーズ及びトレンドの分析
- ② 開発ビジョン、社会・経済フレームワーク及び開発シナリオの策定
- ア) 開発ビジョンの策定 (当該ビジョンは SDV2030 に基づく地域開発ビジョン (Regional Development Vision、以下「RDV」) の策定に用いられることを想定)
- イ) 社会・経済フレームワークの策定
- ウ) 国家総合開発計画の基本方針の設定
- エ) 開発シナリオの策定
- オ) 戦略的環境アセスメント (Strategic Environmental Assessment、以下「SEA」) の考え方に基づいた環境社会配慮も含めた代替案の比較検討
- ③ 国家総合開発計画の策定
- ア) RDP 及び HSP の関係性及び両者の規定範囲の明確化
- イ) RDP 及び HSP を含む国家総合開発計画の策定
- モンゴルにおける経済社会構造及び空間構造の概観の策定
  - 産業開発及び産業配置に係る方針の策定
  - 各地域における都市整備 (都心・副都心等、都市機能の配置を含む) に係る開発方針の策定
  - 都市開発及び居住環境の整備に係る開発方針の策定
  - 各種インフラ整備に係る開発方針の策定
  - 国土保全に係る開発方針の策定
  - 社会分野 (教育、医療、雇用等) に係る開発方針の策定
- ウ) 計画の策定に係る国、地域、地方レベルでの協議 (公聴会等)
- ④ 計画の実現に向けた提言
- ア) 国家総合開発計画の実施体制・実施監理体制に係る提言
- イ) 計画実現に必要な予算・資金源に係る提言
- ウ) 必要に応じた計画実現のための法制度に係る提言
- エ) 分野別の政策 (Sector Policy) 及び優先事業リスト (Regional Development Program) の策定に向けた提言
- ⑤ 実施機関の能力強化
- ア) 実施機関の能力及び研修ニーズアセスメントの実施
- イ) 技術移転計画の策定と実施
- ウ) On the Job Training (以下「OJT」) の実施
- エ) 本邦研修の実施

### 3. 業務の目的

本業務は、対象地域において目標年次を 2030 年 (中期)、2040 年 (長期) とした国家総合開発計画を策定するとともに、C/P 機関への当該計画の策定及び更新に係る技術移転を行うことを目的とする。

### 4. 業務の範囲

本業務は、2018 年 8 月に JICA とモンゴル政府との間で署名された R/D に基づき

実施されるものであり、「3. 業務の目的」を達成するために「5. 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、「6. 業務の内容」に示す事項の業務を実施し、「7. 成果品等」に示す報告書等を作成するものである。

## 5. 実施方針及び留意事項

### (1) 相手国政府国家政策上の位置づけ及び基本的な支援の方向性

2015年11月に国会で承認された「国家開発政策計画法」に基づき、2030年を目標年次とした「モンゴル持続可能な開発ビジョン（SDV2030：詳細については配布資料の詳細計画策定調査報告書を参照）」が2016年2月に国会で承認された。本プロジェクトはSDV2030の達成に向けて、「国家総合開発計画」を策定するものである。

他方、「国家総合開発計画」自体に法的位置付けはなく、情報収集の結果、MCUDにより策定されるHSP及びNDAにより策定されるRDPを統合して「国家総合開発計画」とすることが整理されている。HSPは、都市開発法（2008年）を根拠法とする空間計画であり、一方のRDPは、国家開発政策計画法（2015年）及び地域開発管理調整法（2003年）を根拠法とする経済・社会政策である。また、RDPの策定に付随して、当該政策の上位に位置づけられ、SDV2030を基に地域レベルの開発方針を示す「地域開発ビジョン（RDV）」を策定する必要があることから、当該ビジョンの策定に係る支援も本プロジェクトに含むものとする。

前述の国家開発政策計画法においては、SDV2030を実現するために、経済・社会政策としてRDPが、空間計画としてHSPが策定されることがそれぞれ規定されていることから、両者は共通の目的を担っていることが確認されている。ただし、両者が包含する分野については重複がみられることに鑑み、国家総合開発計画の策定に当たっては、一貫性があり、かつ整合性の取れたものとなるよう十分に留意する必要がある。

なお、国家総合開発計画はHSP及びRDPの内容を統合したものとして策定することとした上で、HSP及びRDPの最終化は、プロジェクトの最終／中間成果を用いながらモンゴル側の判断に基づいて実施され、それぞれ先方主導のもと国内での所定の承認プロセスに乗せられることと整理している。先方主導によるHSP及びRDPの最終化に関しては、必要に応じて助言を行うこととする。

### (2) 計画目標年次

本プロジェクトで策定する国家総合開発計画は、2030年を中期、2040年を長期目標年次とする。

RDPを所掌するNDAからは、当該政策（RDP）の目標年次を2030年とすることで問題ないことを確認したものの（ただし、RDVの目標期間は15～20年として定められる）、HSPを所掌するMCUDからは、当該計画（HSP）の目標期間は法律上、15～20年として定められているため、目標年次を2040年としなければR/Dには署名できない旨言及があったことから、上述の中期、長期の目標年次を設定している点は、国家総合開発計画の策定を行う上で留意すること。



### (3) 国家総合開発計画の内容等

#### ① 国家総合開発計画の内容

「2. (6) ③ イ) RDP 及び HSP を含む国家総合開発計画の策定」で示した、国家総合開発計画を構成する各開発方針の内容を検討するに先立っては、開発ビジョン、社会・経済フレームワーク、国土空間構造のモデル、人口集積・開発拠点、開発シナリオを複数案提示・説明した上で、国の在り方の根幹に関わるものであるという観点から、モンゴル側の意向を最大限尊重するとともに、当該国の気候・民族の多様性、文化、歴史、アイデンティティに十分に配慮するものとする。

また、上述の各開発方針については、いずれの分野も RDP、HSP に含めなければならないものとされている。前者はモンゴルの今後の開発のために必要なアプローチや基本的な方向性について記載し、後者はそのアプローチを空間計画として提示することを最終的なアウトプットとして想定していることに留意の上、計画の策定を行うこと。また、上記各開発方針においては、国土軸を形成するような基幹プロジェクトを提示することも内容に含めることを念頭に置くものとする。最終的なアウトプットのイメージやそのレベル感については、業務開始後早期より C/P 機関と継続的かつ十分に協議を行うこと。

#### ② 既存土地利用計画の尊重

モンゴルにおいて行政が関与する土地利用計画は、地域の区分に合わせて以下の4種類が存在し、計画期間がそれぞれ異なっている。

- ・ 全国土地総合計画 (United Land Territory Foundation、以下「ULTF」) : 計画期間 16-20 年間
- ・ 地域土地総合計画 : 計画期間 10-15 年間
- ・ アイマグ土地利用計画 : 計画期間 12-16 年間 (「アイマグ」はモンゴルにおける行政区画であり、我が国の県に相当)
- ・ ソム土地利用計画 : 計画期間 1 年間 (「ソム」はモンゴルにおける県の下に位置付けられる行政区画)

特に、全国をその対象とした ULTF は、2003 年に承認され、2004 年から 2023 年までを目標期間としているが、現在改訂作業が行われており、2018 年中の承認が見込まれていることが確認されている。MCUD によると、本プロジェクトで策定する国家総合開発計画にその内容が含まれる HSP は、ULTF の改訂版に基づいて作成するものとされている。そのため、ULTF の改訂作業の内容や進捗を十分に把握の上、当該計画との整合性を担保しながら国家総合開発計画の策定に当たるよう留意すること。なお、土地利用現況図については、モンゴル側で 2016 年 12 月 31 日時点のものが保有されており、これを国家総合開発計画のベースラインとして使用することが可能であることが詳細計画策定調査にて確認されている。

### (4) プロジェクトの実施体制

本プロジェクトの C/P を MCUD 及び NDA とすることは上述の通りであるが、HSP の策定に当たっては、MCUD 傘下の国営企業である建設開発センター (Construction Development Center、以下「CDC」) の下に「都市開発・設計・企画研究所」が 2018 年 4 月に新設されており、HSP 策定に係る作業の実働部隊

(各種調査及び HSP の執筆を担当) となることとされているため、当該組織の職員を技術移転の対象に含めることとする。一方の RDP の策定に当たっては、17 分野に渡るサブワーキンググループが設立されており、約 80 名の有識者が NDA により雇用されている。当サブワーキンググループは、NDA とともに、RDP の策定に係る作業の実働部隊 (各種調査及び RDP の執筆を担当) となることが想定されているため、RDP に関連する事項の検討の際には当サブワーキンググループに所属する有識者とも密にコミュニケーションを図りながら業務を進めること。

また、本プロジェクトにおいては、必要な意思決定を行う合同調整委員会 (Joint Coordinating Committee、以下「JCC」: 役割の詳細については配布資料の R/D を参照) を設置する。JCC の議長は NDA を所管する内閣官房の長官、共同副議長は MCUD 事務次官、NDA 長官、及び JICA モンゴル事務所長とし、その他の構成メンバーは財務省他関連省庁や、MCUD 傘下の土地行政管理・測地・地図庁 (Administration of Land Affairs, Geodesy and Cartography、以下「ALAMGaC」: 我が国の国土地理院に当たる) や CDC を配置することを R/D にて確認している。プロジェクトの進捗に応じて構成メンバーを変更する必要性が認められる場合は、C/P 及び JICA にメンバーの変更を提案し、プロジェクトを円滑に実施するための体制確保に努めること。なお、JCC は各報告書の検討段階での開催を想定する (全六回)。

加えて、本プロジェクトにおいては、案件の円滑な実施、並びに HSP 及び RDP の整合性を担保するための情報共有を促進する場としてプロジェクトワーキンググループ (Project Working Group、以下「PWG」: 役割の詳細については配布資料の R/D を参照) を設置する。PWG の構成メンバーは MCUD、NDA、ALAMGaC、CDC 等の実務レベルの職員とすることを R/D にて確認している。コンサルタントは、プロジェクト開始後、PWG の運営方法、モンゴル側と日本側の役割分担及び協働方法等について C/P と協議の上で、最終的な実施体制を確定すること。なお、一連の計画策定プロセスを通じてモンゴル側への技術移転を行うことが求められていることも念頭に置きつつ、プロポーザルにて PWG の運営方法、モンゴル側との役割分担及び協働方法等について、可能な限り具体的な提案を行うこと。

また、JCC 及び PWG の開催に伴い必要となる費用 (会議開催費、参加者の旅費・日当等) については、日本人が関わることで発生する費用 (同時通訳及び翻訳) を除き、すべてモンゴル側が負担するものとして合意しているため、本見積への計上は不要である。

#### (5) モンゴル側実施機関との密接なコミュニケーションの確保

モンゴル側とは日々のコミュニケーションを良好に保ち、常に調整を図りながら、JICA との連絡・相談も密にしつつ、業務を進めること。特に、前述の通り、本プロジェクトの成果を用いて、先方の判断に基づき RDP 及び HSP が最終化されることから、細やかなコミュニケーションが重要であるものと想定されるため、コンサルタントは団員の現地不在期間中も TV 会議等で月例の打合せを設定する等の日常的なコミュニケーション方法をプロポーザルにて提案すること。

## (6) モンゴル側への技術移転

モンゴル側からは、詳細計画策定調査時に再三に渡り、技術移転が必要とされている旨言及があり、日本側への高い期待が表明されている。国土計画の策定という性格に鑑みると、モンゴル側のオーナーシップは極めて重要であるため、プロジェクト活動期間を通じた OJT やワークショップ、セミナー、本邦研修等をバランスよく配分して実施するよう配慮し、現況把握・分析、交通・物流実態調査、交通需要予測、国家総合開発計画の策定及び更新方法等を含める形で技術移転を行うこととする。その実施方法についてはプロポーザルにて提案すること。

## (7) 日本及び他国の知見及び経験の活用

モンゴル側は、我が国の国土開発の知見及び経験の共有に期待を示している。業務の実施に当たっては、モンゴルと日本の状況の違い（国土の条件や財政上の制約等）を十分に踏まえた上で、我が国の全総や国土形成計画等の内、どのような部分（批判も含む）が活用可能かまとめ、モンゴル側に随時共有すること。具体的には、内容面として、①首都への一極集中の緩和及び地域間格差の是正が必要とされているモンゴルの状況に鑑みると、全国総合開発計画時代の経験（開発拠点の設定や大規模プロジェクトによるネットワーク形成等）が、②地方で人口減少が進んでいることに加え、世界でも有数の低人口密度である状況に鑑みると、国土形成計画に転換してからの経験（人口減少化でのコンパクトネットワーク等）が活用可能であると想定する。また、計画策定のプロセス面では、例えば第四次全国総合開発計画において、地方からの批判を受けて計画思想を転換した経験（あるいは反省）が活かせるものと想定する。コンサルタントは、上記も含め想定される日本の知見及び経験の活用方法について、プロポーザルにて提案すること。

併せて、必要に応じて他国の国土開発の知見及び経験についてもモンゴル側に提供し、C/P の判断材料を増やし、参考事例の取捨選択を可能とするようにすること。

## (8) 民間企業等からの意見聴取と計画への反映の検討

本業務では、現地に進出済みの企業や本プロジェクトに関心のある企業等をピックアップし、民間からの視点でのモンゴル国の魅力やポテンシャル、国土計画に期待する事項、モンゴル国の課題の解決策として適用可能な技術、その他のニーズについて情報収集を行うこと。その上で、今後のモンゴルの発展の実現性を高めるという観点から、本プロジェクトで策定する国家総合開発計画に反映すべき項目を検討することとする。情報収集の対象や手法についてはプロポーザルにて提案すること。

## (9) 本邦研修

本プロジェクトでは、日本における国土開発の事例等の視察を通じて、モンゴルが直面する国土計画上の課題（人口及び産業分布の不均衡等）に対する対応策のイメージの共有を図ることを目的に、本邦研修を実施する。

幹部（JCC メンバーを想定）を対象とした研修、及び実務者（PWG メンバーを想定）を対象とした研修を各一回（それぞれ 10 日間、8 名程度、時期としては 2019 年 4～5 月頃と 2019 年 11～12 月頃）実施することを想定するが、所期

の目的達成のために、より効果的な方法があれば理由とともにプロポーザルにて提案すること。加えて、コンサルタントはプロポーザルにおいて、研修内容（研修先を含む）をその理由とともに提案すること。これら（回数、期間、人数、研修内容）は、業務開始後早期に C/P 機関と協議の上確定することとする。

本邦研修は、「コンサルタント等契約における研修・招へい実施ガイドライン（2017年6月版）」に基づき実施する。研修に関する業務は、「受入」、「研修実施」、「研修監理」の3つに分類されるが、コンサルタントは、「研修実施」のみを実施することとし、「受入」及び「研修監理」は、JICAが実施する。コンサルタントは「研修実施」に要する経費のみを本見積として提案すること。

#### (10) 効率的・効果的な調査工程の立案

本プロジェクトの期間中にモンゴルにおいて総選挙が予定されていること（2020年6月）、並びに、政治状況等から変更が生じる可能性はあるものの、NDAは2019年の秋国会（2019年10月～2020年2月）でRDVを提出し、その承認後RDPを閣議に諮ることを想定していること、及びMCUDは2020年の秋国会（2020年10月～2021年2月）でのHSPの提出を想定していることに十分に留意の上、効果的かつ効率的な調査工程及び中間／最終成果品の内容をプロポーザルにて提案すること。

なお、HSPが2020年の秋国会に提出された場合、以降の期間については、基本的にモンゴル側が主体的に対応する国会審議等で生じる議論への助言を行うことを想定している。当該期間は日本側の投入及び活動が限定的になることについて、モンゴル側には共有済み。

また、現在、大多数の議席は人民党により占められているものの、緊縮財政等で国民の目線は厳しい状況であることに加え、モンゴルでは過去七回の総選挙いずれにおいても政権交代が生じていることから、本プロジェクトの成果に関し、新政権から見直しが求められるリスクをできる限りヘッジしていくことが重要である。総選挙後、新体制構築に伴い計画作成の見直しを生じさせないためのリスクヘッジの方法（超党派での議論の促進、客観的データの分析に基づく計画策定等を想定）を可能な限り具体的にプロポーザルにて提案すること。

#### (11) フェーズ分けによる業務の実施

本業務は、第一年次（2018年11月～2020年5月を想定）、第二年次（2020年6月～2021年6月を想定）の二段階に分けて実施することとする。

第一年次は、現況把握・分析、交通・物流実態調査、開発ビジョン・社会・経済フレームワーク・開発シナリオの策定、国家総合開発計画の基本方針の策定等を実施することとする。第二年次は国家総合開発計画の実現に向けた提言、計画の承認プロセスにおいて生じる議論への助言等を実施することとする。第二年次の実施にあたっては、第一年次の実施状況及び成果を評価し、それを基に進めるよう十分に留意すること。契約に関しては、第一年次、第二年次に対応する形で二つの契約から構成することとする。

#### (12) 既存情報の最大限の活用

モンゴル国「地域総合開発にかかる情報収集・確認調査」にて、基礎的情報は整理されている。本プロジェクトの実施に当たっては、上記調査の報告書や詳細

計画策定調査報告書等、既存情報を最大限活用し、これまでに実施した調査と重複した調査を実施しないよう留意すること。

また、MCUD 及び NDA からの情報収集を通じ、社会・経済情報はモンゴル国統計局が（統計局 HP に掲載）、地理空間情報は ALAMGaC が相当程度保有していることが確認された。本プロジェクトでは、上述のような先方が保有する既存情報も最大限活用しながら実施することとし、調査内での大規模な一次データの取得は交通及び物流実態調査（詳細は「6. 業務の内容」を参照）を除き想定されない。ただし、先方が保有するデータの正確性・信憑性については十分に検証するよう留意すること。

なお、上記地理空間情報については、ALAMGaC によると、国土全域では 1/100,000 の地形図（2013 年～2015 年の衛星写真を基に作成）が、国土の約 50% では 1/50,000 の地形図が整備されており、その他自然、社会、経済等の 35 種類 141 項目のデータを搭載した GIS データベース（ソフトウェアは Arc GIS）を保有していることが詳細計画策定調査にて確認されている。加えて、2016 年～2018 年の三年間の国土全体の衛星写真の提供を受ける契約を中国と締結済みで、2016 年及び 2017 年の衛星写真（オルソフォト処理済み、地上解像度 2.1m）はすでに保有しており、本案件での活用も可能であることが確認されている。

### (13) 環境社会配慮／パブリックコンサルテーション

#### ① 戦略的環境アセスメント（SEA）の実施

本プロジェクトにおいては、「JICA 環境社会配慮ガイドライン（2010 年 4 月）」に則り、戦略的環境アセスメント（SEA）を実施する。具体的には、計画策定に当たり、各セクターの重要な環境社会影響項目とその評価方法を設定した上で、開発ビジョンやシナリオの設定に際し、代替案を複数検討し、環境社会的側面の影響を含む比較検討を行う。

モンゴルにおいては、2012 年に更新された環境影響評価法にて SEA を実施することが規定されている。他方で、詳細計画策定調査時に C/P 機関を介し、環境社会配慮を所掌する自然環境・観光省（Ministry of Environment and Tourism、以下「MET」）に確認した限りにおいては、未だモンゴルにおいて実績はなく、手続き上必要となる料金等も定められていないことが判明している。そのため、本プロジェクトにおける SEA は、JICA 環境社会配慮ガイドライン（2010 年 4 月）に準拠して実施するものとして、MCUD 及び NDA と整理の上合意をしている。ただし、本業務においては、詳細計画策定調査で確認した情報を踏まえつつ、改めてモンゴル側の環境社会配慮に係る制度や関連法規等について確認し、必要に応じて MET とも調整を行いながら先方が求める適切な手続きを踏むこと。

また、本プロジェクトは JICA 環境社会配慮ガイドライン（2010 年 4 月）上カテゴリ B に分類されており、同ガイドラインの要件を満たす必要がある。

コンサルタントは、以上の点を踏まえて、国土計画の策定段階にふさわしい効果的な SEA の方針や技術手法、及び広大な地域を対象に効率的に実施する手法・内容・スケジュールについて、考え方とその理由を含めてプロポーザルで提案すること。

#### ② 多様なステークホルダーの参加

本プロジェクトで策定する計画の実効性を高めるためには、計画の策定過

程において、多様な関係者の意見を聴取し、計画に反映させることが肝要である。

NDA は RDP の策定に係る地方単位、アイマグ単位でその代表者からなる協議会を構成し、地方のニーズを把握するための仕組みを構築している。本プロジェクトにおいては、当協議会を活用しながら計二回のステークホルダー一会合を実施することを合意している。第一回は開発シナリオの複数案の設定前に 21 のアイマグ及びウランバートル市で開催、第二回は開発シナリオの策定前に 5 つの地域（西部地域、ハンガイ地域、中部地域、東部地域、ウランバートル市）で開催することを想定しているが、具体的な時期、場所、参加者、参加者数、内容、開催手法についてはプロポーザルにて提案し、業務開始後に C/P 機関と協議の上確定すること。なお、ステークホルダー一会合に必要な費用（会議開催費、参加者の旅費・日当等）については、日本人が関わることで発生する費用（同時通訳及び翻訳）を除き、すべてモンゴル側が負担するものとして合意しているため、本見積への計上は不要である。ステークホルダー一会合の開催に加えて、国土計画の策定段階にふさわしい効果的・効率的なパブリックコンサルテーションの手法がある場合には、理由を付した上でプロポーザルにてその実施方法を具体的に提案すること。

#### (14) ジェンダー平等・貧困削減への配慮

計画策定に先立ち、現状分析を行う際には、国土開発におけるニーズが性別や所得階層等で異なる可能性があることを念頭に置き、可能な限り男女別、所得階層別等、多様な切り口で統計データや課題の収集にあたるよう努めること。得られた各種データの分析の結果、性別や所得階層の間で明確な差異が認められる場合は、その差異を踏まえた計画内容とするよう努めること。更に、ステークホルダー一会合等のパブリックコンサルテーションには女性を含む多様な関係者が参加し、意見を述べられるように促進し、計画にその意見が適切に反映されるよう配慮すること。

#### (15) 国内支援委員会での説明・報告

本プロジェクトにおいては、有識者から成る国内支援委員会を設置し、インセプションレポート、プログレスレポート、インテリムレポート、ドラフトファイナルレポートそれぞれの作成時点で国内支援委員から意見を聴取する予定である。コンサルタントは、国内支援委員会において調査方針、報告書案、調査結果等について説明・報告し、支援委員等からの意見を踏まえ、機構の指示に基づき、報告書案の修正等の必要な対応を行う。なお、国内支援委員会開催の時期、回数は変更される可能性がある。

#### (16) 事業広報

##### ① 広報媒体

プロジェクト実施期間中は、モンゴル政府のウェブサイトや新聞等を通じて、開示が適切と考えられるプロジェクトの情報を発信すること。また、コンサルタントは本プロジェクトで策定する計画内容の広報を目的とするパンフレット（詳細は「7. 成果品等」を参照）を作成すること。

なお、パンフレット以外の広報媒体の作成を想定する場合にはその内容に

ついて具体的に提案し、印刷・製本が必要となる場合は、その経費を成果品作成費としてパンフレット作成に要する費用とともに本見積に含むこと。

② モンゴル国内でのセミナー

ファイナルレポート1の作成後に、モンゴル政府関係者を対象に成果品内容を周知することを目的としたセミナーを開催すること。時間は1日、聴衆は100名程度、会場はウランバートル市内のホテル、コンサルタントとC/P機関によるプレゼンテーションを想定しており、準備も含めて必要な経費を本見積にて計上すること。

③ 日本国内でのセミナー

ファイナルレポート1の作成後に、日本国内の開発協力関係者や企業等を対象に、成果品内容を周知することに加え、本邦企業の将来的なモンゴル進出及び投資を促進することを目的としたセミナーを開催すること。時間は半日、聴衆は200名程度、会場はJICA研究所の国際会議場（会場借り上げ費は無料）、コンサルタントによるプレゼンテーションを想定しており、準備も含めて必要な経費を本見積にて計上すること。

(17) 他ドナー等との関係

① 他ドナーの関連事業との整合性

本プロジェクトに関する先方から我が国への要請が2016年にあった一方で、その後2017年4月にMCUD大臣より、HSPの策定に係る支援要請がアジア開発銀行（Asian Development Bank、以下「ADB」）に対してなされた。これを受け、MCUD、ADB、JICAによる協議の結果、JICAが国・地域レベルの開発計画、ADBがアイマグレベルの開発計画の策定に係る協力を実施するよう整理されている。本プロジェクト実施中においては、定期的にADBと情報共有を行い、計画に齟齬が生じないように十分に留意すること。

なお、ADBは2015年6月から2016年8月にかけて全国都市整備評価プロジェクト（Mongolia National Urban Assessment）を実施している。当該事業は、モンゴル国内の各都市（自治体）を物的環境、社会経済、財務、組織体制等に基づき評価し、モンゴル国政府及びADBの都市開発セクターにおける事業優先度を明らかにしたものであるため、本プロジェクトでは当該事業の結果にも留意しながら、策定予定である各種政策・計画との整合性を確保すること。

② 我が国及び他ドナー等との協力可能性

本プロジェクトにて策定される計画を実現するにあたっては、他ドナーによる資金協力及び民間企業の資金活用も見込まれるため、モンゴル国内で活動する他ドナーや民間企業等に対しては、JICA（現地事務所を含む）とも相談の上、積極的な情報共有を行うこと。また、本プロジェクトにて策定される計画の実現に当たり、我が国の資金協力、技術協力による支援可能性があるものについては、適宜JICAに提案し意見交換を行うこと。

6. 業務の内容

上記「5. 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、本調査の背景及び目的を十分把握の上、以下の業務を行う。ただし、以下に示す業務の内容以外に効果的・効率的な

調査方法・スケジュールがある場合には、理由を明記の上プロポーザルにて提案することを可能とする。

＜第一年次契約期間：2018年11月～2020年5月＞

(1) 事前準備（国内作業）

① 関連資料及び情報の収集・整理・分析等

モンゴル国「地域総合開発にかかる情報収集・確認調査」報告書、詳細計画策定調査で収集した資料を含む既存の関連資料・情報・データを収集・整理し、分析する。加えて、現地で更に収集する必要がある資料・情報・データをリストアップする。

② 調査全体の基本方針・内容・方法の検討

上記の結果を踏まえ、調査全体の基本方針・内容・方法を詳細に検討する。

③ インセプションレポートの作成

上記の結果をとりまとめてインセプションレポートを作成し、内容に関しJICAの承認を得る。

(2) 実施体制の構築及びインセプションレポートの説明

① プロジェクト実施体制の構築

詳細計画策定調査時に交わした協議議事録（Minutes of Meetings、以下「M/M」）及びR/Dで確認されているC/P機関との責任の分担関係等を再確認した上で、JCC及びPWGの運営方法、プロジェクトを協働で行うためのC/Pの適切な配置等、C/P機関と調整を行う。

② インセプションレポートの説明・協議

インセプションレポートに基づき、C/P機関にプロジェクトの内容、アウトプットのイメージ等について説明し、協議の上で、その内容について基本的了解を得る。また、本プロジェクトで策定する国家総合開発計画に含めるべき内容、RDP及びHSPの関係性、RDP及びHSPの規定範囲、RDP及びHSPの策定に係るC/P機関の作業進捗等について確認を行う。

上記を経た上で、第一回JCCを開催し、JCCメンバーと問題意識の共有を行うとともに、第二回JCCまでの調査実施方針を確認する。

(3) モンゴル国の現況把握及び課題等の分析

① 対象地域の現況把握

モンゴル国「地域総合開発にかかる情報収集・確認調査」で基礎的情報は整理されていることを踏まえ、同調査結果を最大限活用し、モンゴル国の現況把握・課題分析を目的とした、以下を含む既存情報の収集・レビュー、関係者へのヒアリング等を実施する。

ア) 人口統計

イ) マクロ経済（GDP、財政規模、貿易構造、投資状況等）

ウ) 公共施設等の立地（学校、病院、役所、金融機関等）

エ) 地域間格差（教育、医療、雇用、収入、貧困等）

オ) 国土利用現況図、各種土地利用計画、地質、災害履歴

カ) 地理空間情報（衛星写真・国土基盤図・GISデータ等）

キ) 水資源（気象データ、水文データ、水資源モニタリングシステム、河川・



湖沼、流域等)

- ク) 水利用 (水管理施設、灌漑、都市給水・村落給水、産業用水等)
- ケ) 主要産業立地
- コ) 観光施設・観光資源・観光関連統計 (観光客数等)
- サ) 農畜産業とそのバリューチェーン
- シ) 鉱物・エネルギー資源
- ス) 各種インフラ (道路、鉄道、空港、電力、通信、住宅等) の整備・運営・維持管理状況
- セ) 近隣国との交易経路、近隣国港湾までの物流状況
- ソ) 環境社会配慮に関する情報 (自然・地理状況に加え、文化・慣習・伝統・考古学的遺産等を含む) 及び法制度

② 現況情報の GIS へのデータ入力

上記で収集された情報について、GIS 上で図化し整理を行う。なお、搭載するデータの基盤は先方が保有する地形図を想定し、各種データがすでに GIS 上で整理されている可能性があることも念頭に置きながら、搭載するデータ項目も含めて、モンゴル側と随時協議・確認しながら進めることとする。

③ 既存の関連政策・計画・法制度の整理及び分析

国土開発分野、都市計画分野、住宅分野、運輸交通分野、産業分野、経済分野、観光分野、環境分野等を中心に、本プロジェクトに関連する政策・計画・法制度を整理・分析し、本プロジェクトの成果の位置づけを明確化する。

④ 関係機関・組織の役割・業務の整理及び分析

本プロジェクトに関連する機関等 (主に JCC や PWG の構成機関を想定) の組織体制、役割、業務内容、業務実績、予算 (インフラ整備や産業開発関連の財源の確認を含む) 等の情報を整理・分析する。

⑤ 他ドナーの支援状況及び関連プロジェクトの整理

ADB をはじめとする他ドナーの支援状況、方針、支援規模を確認する。併せて、国家の基幹インフラ整備や大規模産業開発を中心とする関連プロジェクトについて、実施機関、進捗、規模、財源、課題等を整理する。

⑥ 民間企業等からの意見聴取と計画への反映の検討

現地に進出済みの企業や本プロジェクトに関心のある企業等をピックアップし、民間からの視点でのモンゴルの魅力やポテンシャル、国土計画に期待する事項、モンゴル国の課題の解決策として適用可能な技術、その他のニーズについて情報収集を行う。その上で、今後のモンゴルの発展の実現性を高めるという観点から、本プロジェクトで策定する国家総合開発計画に反映すべき項目を検討する。

⑦ 人口動態の把握・予測

モンゴル国「地域総合開発にかかる情報収集・確認調査」にて人口動態に関する分析がなされているが、最新の人口統計データも踏まえて、全国・アイマグ別・ソム別の人口動態について分析する。分析に当たっては、年齢構成 (労働人口比率、平均年齢を含む) や男女比についても留意し、結果については GIS 上で整理するものとする。

併せて、国家総合開発計画の策定に当たり、既存の人口統計データを基に、2030 年及び 2040 年時点の人口を算出し、GIS 上で整理する。人口予測の方法については、理由を付してプロポーザルにて適切と考えるものを提案する

こと。

⑧ 居住可能地（開発適地）に係る分析

モンゴルにおいては、標高 4,300m のアルタイ山脈と標高 3,500m のハンガイ山脈が存在することや、国土全体の水保有量が少ないこと、自然災害のリスク等に留意し、居住可能地（開発適地）を分析の上特定する。分析方法としては、標高、傾斜度、賦存する水資源量、災害想定区域等、数値的に仕分け可能な基準を設定の上で、Arc GIS の機能を用いて自動的に仕分けることを想定するが、他に適切な方法があれば理由を付してプロポーザルにて提案すること。

⑨ 重点産業地帯の適正配置に係る空間分析

各種産業開発の状況、主要産業立地、産業連関等を GIS 上で整理・分析し、重点産業振興分野を特定した上で、今後の重点産業地帯の配置の方針を検討する。検討に当たっては、産業開発には各種インフラの整備が伴うことにも鑑み、モンゴル国における経済・財務的な観点から実現可能なものとなるよう留意する。具体的な分析及び検討の手法及びプロセスについては、理由を付してプロポーザルにて提案すること。

なお、手順としては、調査前半に既存の計画や情報から分析を行った上で、後述の交通及び物流実態調査が完了した後に、当該調査結果を踏まえて適宜分析結果を見直すことを想定するが、他に適切かつ効率的な手順があればプロポーザルにて提案すること。

⑩ 気候変動影響に関するリスク評価及び特定されたリスクを回避・軽減するための対策の検討

モンゴルは気候変動枠組条約に調印しており、国際約束として条約に基づく国別報告書の提出等が義務付けられている他、SDV2030 では気候変動対策について目標及び活動が設定されている。本プロジェクトで策定する国家総合開発計画は上記 SDV2030 を実現するためのものである点や計画分野が多岐に渡る点に留意し、計画策定に当たり、渇水や自然災害等をはじめとする気候変動影響に伴うリスク評価及び特定されたリスクを回避・軽減するための対策を検討する。

⑪ SDV2030 と現状のギャップアセスメント

SDV2030 で定められている 2030 年における達成指標（Key Result Indicator）とその現状に関するギャップアセスメントを実施し、本プロジェクトで策定する計画の検討材料とする。

⑫ 開発制約要因、開発促進要因、ニーズ及びトレンドに関する分析

上記までの工程の取りまとめとして、モンゴルにおける将来の開発に関する、開発制約要因・促進要因、ニーズ及びトレンド等に関する分析を行う。

(4) C/P のキャパシティギャップアセスメントの実施及び能力強化計画の策定

① C/P のキャパシティギャップアセスメントの実施

国家総合開発計画を策定及び更新していくための、法制度レベル、組織レベル、個人レベルでのキャパシティギャップアセスメントを実施する。加えて、C/P 機関の現有機材とニーズをレビューした上で、プロジェクトの実施に必要な調査用資機材の内容、仕様を確認する。

② 能力強化計画の策定

キャパシティギャップアセスメントの結果を踏まえ、C/P 機関と協議の上で本プロジェクトを通じた能力強化計画を策定する。併せて、調査用資機材の調達計画を検討する。

**(5) プロGRESSレポートの作成・説明・協議**

① プロGRESSレポートの作成

前工程までの活動進捗及び次工程の検討の方向性をとりまとめてプロGRESSレポートとしてとりまとめ、内容に関し JICA の承認を得る。

② プロGRESSレポートの説明・協議

プロGRESSレポートに基づき、C/P 機関にプロジェクトの進捗状況や現況分析の結果等について説明し、協議の上で、必要に応じて修正を行う。

上記を経た上で、第二回 JCC を開催し、プロGRESSレポートの内容について基本的了解を得るとともに、今後の計画の取りまとめの方向性について協議する。以上を踏まえてプロGRESSレポートを最終化し、JICA に提出する。

**(6) 交通・物流実態調査**

モンゴルにおける都市間の旅客及び貨物流動の現状把握、及び需要予測のための交通・物流実態調査を以下の要領で行う（越境地点における交通・物流 OD を調査の主項目とする）。

① 調査計画作成

② 関係機関との協議・調整

③ 実態調査の実施（現地再委託可、詳細は別紙 1 参照）

ア) 断面交通量調査

イ) 路側 OD 調査

ウ) 鉄道旅客インタビュー調査

エ) 航空旅客インタビュー調査

オ) 鉄道貨物物流調査

カ) 航空貨物物流調査

④ 現在 OD 表の推定

交通・物流実態調査の仕様書案は別紙 1 の通りであるが、補足して実施すべき調査、代替する調査等があれば、その具体的な内容、項目、方法、スケジュール等について、理由とともにプロポーザルにて提案すること。調査計画の作成にあたっては、可能な限り既存調査等を活用し、本調査を最小化できるように努めること。

**(7) 開発ビジョンの策定**

計画目標年次（中期：2030 年、長期：2040 年）において、モンゴル国が目指すべき国家像、国土構造、国土利用、産業構造等について、モンゴル側関係機関と協議し、開発ビジョン案を策定する。なお、当ビジョンは SVD2030 の内容を十分に踏まえたものとし、併せて当ビジョンは RDV の策定に活用されることを念頭に、地域別の開発の方向性を含むものとする。

**(8) 社会・経済フレームワークの設定**

2030 年を中期、2040 年を長期の目標年次とした計画フレーム（人口、GDP、

国家財政規模、産業（農業、工業、サービス業等）等の案を設定する。当該フレームワークについては概ね5年毎（2025年、2030年、2035年、2040年）の設定をするものとする。

**(9) 国土空間構造モデル及び人口集積・開発拠点の設定（複数案）**

① 国土空間構造モデルの提示

国内の人口動態や地域間格差、国内交通網の状況、開発制約要因、開発促進要因等を勘案して、複数の国土空間構造モデルを提示する。モデルとしては、多極型（国内に複数の主要都市を設定）、一極型（ウランバートル市や、既存の主要地方都市であるエルデネット市・ダルハン市等に集約）、分散型（都市的な集積を極力最小限に留め、地方部に人口を分散配置）等の他、それ以外にも、モンゴルの歴史・アイデンティティや技術革新等を踏まえて、先進国とは異なる国土の在り方も含め、考え得る型を創造的に検討し、複数案を設定した上で、各モデルの長所及び短所を整理し、モンゴル側関係機関に提示する。提示した複数案から一案に絞り込む意思決定については、後述のステークホルダー会合の結果も踏まえて、第三回 JCC にて行われることを想定する。

② 人口集積・開発拠点の特定

設定した国土空間構造、既存の人口集積や各種施設立地、SDV2030 を始めとする国家戦略や各種産業開発計画、開発適地等を勘案し、人口集積及び今後開発を促進する拠点を特定した上で、その拠点到具体的にどのような施設（学校、医療施設、産業拠点等）を立地させるかについて計画する。なお、各拠点の人口等の規模については、既存の法令・計画等も参考としながら、C/P 機関と協議の上設定すること。

**(10) 開発シナリオの策定**

上述の国土空間構造を具現化するための開発シナリオを複数案検討し、各案の長所及び短所を整理した上でモンゴル側関係機関に提示する。提示した複数案から一案に絞り込む意思決定については、後述のステークホルダー会合の結果も踏まえて、第三回 JCC にて行われることを想定する。

**(11) 環境社会配慮調査の実施**

本プロジェクトは環境カテゴリ B に分類されていることから、戦略的環境アセスメントの考え方（プロジェクトよりも上位の政策（Policy）、計画（Plan）、プログラム（Program）（PPP）レベルの環境アセスメント）に基づいた代替案の比較検討を行う。具体的には、スコーピング（政策、計画、プログラム等の意思決定にあたり極めて重要な環境社会影響項目とその評価方法を明らかにすること）を実施した上で、開発ビジョン、社会・経済フレームワーク、国土空間構造モデル、開発シナリオに関して複数ある代替案の環境社会的側面の影響を含む比較検討を行う。なお、代替案の検討においては、ステークホルダー会合やその他必要に応じてパブリックコンサルテーションを実施する。主な調査項目は以下の通り。

① 政策、計画等の目的・目標の検討

② 諸制約のなかで目的を達成するための代替案の検討（プロジェクトを実施し

ない場合の案を含む)

- ③ 政策や計画の内容の検討（開発予測、対策のリスト、ルートや将来の開発区域の地図等）
- ④ スコーピング（政策、計画、プログラム等の意思決定にあたり極めて重要な環境社会項目とその評価方法を明らかにすること）の実施
- ⑤ ベースラインとなる環境社会の状況（土地利用、自然環境、自然保護・文化遺産保護区域、先住民族の生活区域及び経済社会状況等）の確認
- ⑥ 相手国側の環境社会配慮制度・組織の確認
  - ア) 環境社会配慮（環境影響評価、住民移転、住民参加、情報公開等）に関連する法令や基準等
  - イ) 「国際協力機構 環境社会配慮ガイドライン」（2010年4月）との乖離及びその解消方法
  - ウ) 関係機関の概要
- ⑦ 影響の予測
- ⑧ 影響の評価及び代替案（ゼロオプションを含む）の比較検討（PPPレベル）
- ⑨ 緩和策（回避・最小化・代償）の検討
- ⑩ モニタリング方法の検討
- ⑪ ステークホルダー会合の開催（実施目的、開催時期、開催場所、参加者、参加者数、内容、開催手法等の検討）

## (12) 交通・物流需要予測

- ① 将来 OD 表の推計  
現在 OD 表及び上述の社会・経済フレームワークを踏まえ、2040年までの将来 OD 表を推計する。
- ② 将来交通ネットワークの設定  
以上の結果に加え、各種既存の政策・計画、及び現時点で着工済みあるいは構想中のプロジェクト等も考慮の上、将来の交通ネットワーク及びサービス水準を設定する。当作業は、国家総合開発計画の内、「各種産業の配置及び発展に係る開発方針」、「各地域における都市整備に係る開発方針」、「各種インフラ整備に係る開発方針」の策定に活用されることを念頭に置いたものである。

## (13) 国家総合開発計画の基本方針の策定

前工程までで策定された、開発ビジョン、国土空間構造、人口集積・開発拠点の形成、開発シナリオを実現するに当たり、以下で構成される国家総合開発計画の基本方針を策定する。

- ① モンゴルにおける経済社会構造及び空間構造の概観
- ② 各種産業の配置及び発展に係る開発方針
- ③ 各地域における都市整備（都心・副都心等、都市機能の配置を含む）に係る開発方針
- ④ 都市開発及び居住環境の整備に係る開発方針
- ⑤ 各種インフラ整備に係る開発方針
- ⑥ 国土保全に係る開発方針
- ⑦ 社会分野（教育、医療、雇用等）に係る開発方針

当内容は RDP の策定のために活用されることを念頭に置くこととし、策定に当たっては C/P 機関の内、特に NDA と十分に協議を行うこととする。なお、最低限各分野の現状及び課題、課題解決のためのアプローチ、期待される効果を含めるものとする。

**(14) インテリムレポート 1 の作成・説明・協議**

① インテリムレポート 1 の作成

プログレスレポート作成後のプロジェクトの進捗を中心に、前工程までの活動進捗をインテリムレポート 1 として取りまとめ、内容に関し JICA の承認を得る。

② インテリムレポート 1 の説明・協議

インテリムレポート 1 に基づき、C/P 機関にプロジェクトの進捗状況や国家総合開発計画の内容等について説明し、協議の上で、必要に応じて修正を行う。

上記を経た上で、第三回 JCC を開催し、インテリムレポート 1 の内容について基本的了解を得るとともに、今後の計画の取りまとめの方向性について協議する。以上を踏まえてインテリムレポート 1 を最終化し、JICA に提出する。

**(15) 国家総合開発計画の策定**

前工程までで策定された、国家総合開発計画の基本方針に沿う形で各分野の空間計画を策定する。ただし、具体的な空間計画を提示することが難しいものについては、必要最小限の作業に留めるものとする。当内容は HSP の策定のために活用されることを念頭に置くこととし、策定に当たっては C/P 機関の内、特に MCUD と十分に協議を行うこととする。

**(16) インテリムレポート 2 の作成・説明・協議**

① インテリムレポート 2 の作成

インテリムレポート 1 作成後のプロジェクトの進捗を中心に、前工程までの活動進捗をインテリムレポート 2 として取りまとめ、内容に関し JICA の承認を得る。

② インテリムレポート 2 の説明・協議

インテリムレポート 2 に基づき、C/P 機関にプロジェクトの進捗状況や国家総合開発計画の内容等について説明し、協議の上で、必要に応じて修正を行う。

上記を経た上で、第四回 JCC を開催し、インテリムレポート 2 の内容について基本的了解を得るとともに、今後の計画の取りまとめの方向性について協議する。以上を踏まえてインテリムレポート 2 を最終化し、JICA に提出する。

＜第二年次契約期間：2020 年 6 月～2021 年 6 月＞

**(17) 第二年次業務計画の立案及びインセプションレポート(第二年次)の作成・説明・協議**

第一年次の成果及び実施状況、国内支援委員会での意見等を踏まえ、改めて第

二年次の業務計画（調査内容や方法等）を立案する。

上記の第二年度業務計画をインセプションレポート（第二年度）としてとりまとめ、先方 C/P 機関に説明・協議し、基本的了解を得る。

**(18) 国家総合開発計画の実現に向けた提言**

国家総合開発計画に則って、事業実施を行うに当たり必要となる以下の事項について提案する。計画の実現可能性を高めるためにも、既存の組織・予算・法制度には十分留意すること。

- ① 実施体制・実施監理体制に係る提言
- ② 計画実現に必要な予算・資金源に係る提言
- ③ 必要に応じた計画実現のための法制度に係る提言
- ④ 分野別政策（Sector Policy）及び優先事業リスト（Regional Development Program）の策定に向けた提言

なお、分野別政策（Sector Policy）及び優先事業リスト（Regional Development Program）は RDP が策定された後に各省により作成され、NDA が取りまとめを行うものとされており、先方の説明によると実施計画レベルのものと想定されている。

**(19) 広報**

プロジェクト概要や成果を簡潔に伝えるパンフレットをドラフトファイナルレポートと併せて作成し、第五回 JCC にて先方と協議の上、必要な修正を加えてファイナルレポート1の提出と併せて JICA に提出する。加えて、モンゴル側が行う広報活動には随時支援を行うこと。

**(20) ドラフトファイナルレポートの作成・説明・協議**

- ① ドラフトファイナルレポートの作成  
第一年度の成果も含めた前工程までのすべての活動成果をドラフトファイナルレポートとして取りまとめ、内容に関し JICA の承認を得る。
- ② ドラフトファイナルレポートの説明・協議  
ドラフトファイナルレポートに基づき、C/P 機関に活動成果について説明し、協議の上で、必要に応じて修正を行う。  
上記を経た上で、第五回 JCC を開催し、ドラフトファイナルレポートの内容について基本的了解を得る。

**(21) ファイナルレポート1の作成**

ドラフトファイナルレポートに対する JICA 及びモンゴル側関係機関からのコメントを反映した上で、ファイナルレポート1を作成し、JICA に提出する。

**(22) 計画の承認プロセス（国会審議等）において生じる議論への助言**

ドラフトファイナルレポートの提出後、本プロジェクトで策定された国家総合開発計画を用いて HSP が最終化され、モンゴル側（特に MCUD）が主体となり HSP の承認のためのプロセス（国会審議等）に入ることが予定されている。コンサルタントは当該承認プロセスにおいて生じた議論への助言を行うこと。助言の方法としては、メールベース、定期的な TV 会議等、適切と考えられるものを

プロポーザルにて理由を付して提案すること。

## (23) ファイナルレポート2の作成・説明・協議

### ① ファイナルレポート2の作成

ファイナルレポート1の作成以降の検討内容を反映させたファイナルレポート2をとりまとめ、内容に関しJICAの承認を得る。

### ② ファイナルレポート2の説明・協議

ファイナルレポート2に基づき、C/P機関に活動成果について説明し、協議の上で、必要に応じて修正を行う。

上記を経た上で、第六回JCCを開催し、ファイナルレポート2の内容について基本的了解を得る。以上を踏まえてファイナルレポート2を最終化し、JICAに提出する。

## <技術移転等>

## (24) モンゴル側への技術移転（本邦研修を含む）

本業務で実施する現況把握・分析、交通・物流実態調査、交通需要予測、国家総合開発計画の策定及び更新方法等について、日々の業務におけるOJTや、ワークショップ等を通じて技術移転を行う。なお、国土開発に係る研修として、本邦研修の実施を二回想定している。研修内容は確定していないため、調査実施中に回数、期間、時期、人数を含めてC/P機関と協議の上決定する。詳細は「5. (9) 本邦研修」に記載の通り。

## (25) 調査成果発信のためのセミナー開催

ファイナルレポート1の作成後、ファイナルレポート2の提出前に、調査成果を発信するためのセミナーをモンゴル国内及び日本国内で各一回開催する。

## 7. 成果品等

### (1) 調査報告書

調査業務の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。なお、本契約における成果品は、第一年次はインテリムレポート2、第二年次はファイナルレポート2とする。

各報告書のモンゴル側関係機関への説明・協議に際しては、事前にJICAに説明の上、その内容について了承を得るものとする。また、各報告書の内容についてJICAから修正の指示があった場合は、モンゴル側関係機関への説明・協議前に対応すること。モンゴル側への報告書の配布部数はR/Dで合意済みであるが、必要部数の変更が必要となる場合は、モンゴル側C/P機関及びJICAに相談の上で調整する。

## <第一年次>

### ① インセプションレポート

記載事項：業務の基本方針、方法、内容、実施体制、作業工程、要員計画等  
提出時期：調査開始後10日以内

部数：英文20部（うち、モンゴル政府へ17部）、蒙文10部（うち、モンゴル政府へ8部）



- 電子データ：上記報告書の PDF (CD-R 2 枚 (うち、モンゴル政府へ 1 枚))
- ② プログレスレポート  
 記載事項：提出までの活動結果  
 提出時期：調査開始後 4 カ月目を目途  
 部 数：英文 20 部 (うち、モンゴル政府へ 17 部)、蒙文 10 部 (うち、モンゴル政府へ 8 部)、和文要約 7 部  
 電子データ：上記報告書の PDF (CD-R 2 枚 (うち、モンゴル政府へ 1 枚))
- ③ インテリムレポート 1  
 記載事項：プログレスレポート提出後の活動を中心に提出までの活動結果  
 提出時期：調査開始後 11 カ月目を目途  
 部 数：英文 20 部 (うち、モンゴル政府へ 17 部)、蒙文 10 部 (うち、モンゴル政府へ 8 部)、和文要約 7 部  
 電子データ：上記報告書の PDF (CD-R 2 枚 (うち、モンゴル政府へ 1 枚))
- ④ インテリムレポート 2  
 記載事項：インテリムレポート 1 提出後の活動を中心に提出までの活動結果  
 提出時期：第一年次終了時 (調査開始後 19 カ月目を目途)  
 部 数：英文 20 部 (うち、モンゴル政府へ 17 部)、蒙文 10 部 (うち、モンゴル政府へ 8 部)、和文要約 7 部  
 電子データ：上記報告書の PDF (CD-R 2 枚 (うち、モンゴル政府へ 1 枚))

< 第二年次 >

- ⑤ ドラフトファイナルレポート  
 記載事項：第一年次及び第二年次の全体成果 (案) (技術移転結果含む)  
 提出時期：調査開始後 24 カ月目を目途  
 部 数：英文 20 部 (うち、モンゴル政府へ 17 部)、蒙文 10 部 (うち、モンゴル政府へ 8 部)、和文要約 7 部  
 電子データ：上記報告書の PDF (CD-R 2 枚 (うち、モンゴル政府へ 1 枚))
- ⑥ ファイナルレポート 1  
 記載事項：第一年次及び第二年次の全体成果 (技術移転結果含む)  
 提出時期：調査開始後 27 カ月目を目途  
 部 数：英文 75 部 (うち、モンゴル政府へ 72 部)、蒙文 25 部 (うち、モンゴル政府へ 23 部)、和文要約 10 部  
 電子データ：上記報告書の PDF (CD-R 2 枚 (うち、モンゴル政府へ 1 枚))
- ⑦ ファイナルレポート 2  
 記載事項：第一年次及び第二年次の全体成果 (技術移転結果含む) にファイナルレポート 1 の提出後の活動結果を反映  
 提出時期：調査開始後 32 カ月目を目途  
 部 数：英文 20 部 (うち、モンゴル政府へ 17 部)、蒙文 10 部 (うち、モンゴル政府へ 8 部)、和文要約 7 部  
 電子データ：上記報告書の PDF (CD-R 10 枚 (うち、モンゴル政府へ 5 枚))

(2) 報告書作成に係る留意事項

① 報告書の仕様

ファイナルレポート 2 のみ製本とし、その他の報告書は原則として簡易製本とする。また、報告書の印刷、電子化 (CD-ROM) については、「コンサル

タント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン（2014年11月）」を参照すること。

② 報告書の形式・説明

ア) 各報告書はその内容を的確かつ簡潔に記述すること。また、報告書全体を通じて固有名詞、用語、単位、記号等の統一性と整合性を確保すること。加えて、専門性の高い用語を用いる場合には、適宜補注等で説明を行うこと。

イ) 必要に応じ、図表を活用すること。また、英文及び蒙文の報告書等についてはネイティブチェックを行い、読みやすいものとする。報告書等で使用するデータ及び情報については、その出典を明記すること。

ウ) 各報告書には、業務実施時に用いた通貨換算率とその適応年月日及び略語表を目次の次の頁に記載すること。加えて、インセプションレポートを除く各報告書の巻頭には10ページ程度に取りまとめた要約を含めること。

エ) 報告書が主報告書と資料編の分冊形式になる場合は、主報告書とデータの根拠（資料編の項目）との照合が容易に行えるように工夫すること。

(3) その他の報告書類

<第一年次、第二年次共通>

① 議事録

モンゴル側関係機関との調整会議、各報告書の説明・協議については、協議議事録（M/M）を作成し、JICAに速やかに提出する。特にJCCの議事録については、モンゴル側関係機関の確認を求め、署名を得た上で提出する。

また、JICA及びコンサルタントが主催する関連会議・検討会における議題、出席者、質疑内容等についても、10日程度以内に議事録を作成し、JICAに提出する。JICAモンゴル事務所における打合せについても同様とする。

② 業務計画書

第一年次及び第二年次の業務開始時に、業務実施方針等の計画書を作成し、JICAに提出する。

記載事項：共通仕様書の規定に基づく

提出時期：契約締結後10日以内

部数：和文3部（簡易製本）、電子データ（様式指定なし）

③ プロジェクト活動業務報告書

記載事項：JICAの規定により、調査業務日誌を添付した月例の業務報告

提出時期：翌月10日まで

部数：和文2部（様式指定なし）

④ 収集資料

本プロジェクトを通じて収集した資料及びデータは項目毎に整理し、可能な限り電子データにて収録し、収集資料リストを添付の上、JICAに提出する。

⑤ 調査用資機材等取得明細表

JICAの指定する様式の調査資機材等取得明細表を、資機材取得金額確定時（取得のあった年度の業務完了時）にJICAに提出する。

⑥ その他

上記の提出物の他に、JICAが必要と認め、報告を求めたものについて提出

する。

＜第二年次のみ＞

⑦ 変更業務計画書

記載事項：共通仕様書の規定に基づく

提出時期：第二年次契約開始時（調査開始 20 か月後を目途）

部 数：和文 3 部（簡易製本）

⑧ 広報用資料

プロジェクト概要や成果を簡潔に伝えるパンフレット（A4 紙 4～8 枚程度）を作成し JICA に提出する。パンフレットの作成に当たっては、わかりやすい図表、視認性に優れたフォントや色彩等を用い、明瞭なデザインとする。加えて、文書も専門用語を極力使用しない等、理解しやすいものとする。

提出時期：ファイナルレポート 1 提出時

部 数：英文 500 部、蒙文 250 部、和文 250 部、電子データ（PDF）

⑨ デジタル画像集

本プロジェクトを通じて記録した映像・写真をデジタル画像集として編集し JICA に提出する。デジタル画像集には、プロジェクトの全体像が把握できるよう、①対象サイトの現状が明確に把握できるもの（プロジェクトサイト、既存施設及び周辺の状況、地形等）、②類似案件の状況（先方政府、他ドナー等の実施した関連案件、過去に我が国が実施した案件等）、③現地の生活状況又はボトルネックの現状等を収めること。また、本プロジェクト実施後の変化を現況と比較することに用いることも念頭に置き、簡単なキャプションや撮影時の情報（撮影場所、撮影日等）を付した「デジタル画像記録表」を作成し、画像集に添付すること。画像集に収録された映像・写真の著作権は成果品の検査合格と同時に JICA に譲渡されるものとし、著作権が JICA に譲渡された部分の利用または改変については、コンサルタントは JICA に対して著作者人格権を行使しないものとする。

提出時期：ファイナルレポート 1 提出時

部 数：CD-R 1 枚

（デジタル映像・画像 50 枚程度（画像は jpeg ファイル形式））

⑩ 業務実施報告書

ファイナルレポート 2（調査結果を中心として記述）には記載されない業務実施上の工夫、技術移転の内容、技術移転の結果、策定された計画の具体化の見込み等について、記録として残しておくための報告書を作成し、契約履行期間内に JICA に提出する。

記載事項：

ア) ファイナルレポート 2 の概要

イ) 活動内容（調査）：調査手法、調査内容等を業務フローチャートに沿って記述

ウ) 活動内容と結果（技術移転）：現地におけるセミナー・研修・OJT、本邦研修等、業務実施中に実施した技術移転の活動と結果について記述

エ) 業務実施運営上の課題・工夫・教訓（技術移転の工夫、現地活動体制等）

オ) 今後の案件実施スケジュール（資金調達の見込み等）

カ) 策定した計画の具体化に向けての提案

キ) 添付資料

- (a) 業務フローチャート
- (b) 業務人月表
- (c) 研修員受入れ実績
- (d) 調査用資機材実績（引渡リスト、受領書（写）含む）
- (e) 会議記録等
- (f) 収集資料リスト
- (g) その他調査活動実績

提出時期：業務終了時（契約履行期限内）

部 数：和文 3 部（簡易製本）、電子データ（PDF）

（デジタル映像・画像 50 枚程度（画像は jpeg ファイル形式））

## 別紙 1：再委託調査事項

### 1. 交通・物流実態調査の目的

モンゴル全国の都市間の旅客及び貨物流動の現状把握及び需要予測を目的に実施する。なお、調査の実施に当たっては、季節変動に十分に留意すること。（本仕様書案では、季節変動を把握するために3～4月（建設ラッシュ期）、6月（旅客増加期）、10月（農作物収穫期）の年三回調査を実施することを想定している。）

### 2. 調査内容

現時点で想定される調査内容は以下の通り。調査目的に照らして、補足して実施すべき調査、より効果的に代替する調査等があれば、その具体的な内容、項目、方法、スケジュール等について、理由とともにプロポーザルにて提案すること。

#### (1) 断面交通量調査

- ・ 調査期間：平日1日間、休日1日間（24時間／日、年三回の実施を想定）
- ・ 調査地点：40箇所（県境30箇所程度、国境10箇所程度）
- ・ 調査項目：24時間交通量（時間帯別、車種別、方向別）

#### (2) 路側OD調査

- ・ 調査期間：平日1日間、休日1日間（16時間／日、年三回の実施を想定）
- ・ 調査地点：40箇所（県境30箇所程度、国境10箇所程度（断面交通量調査と同じ地点））
- ・ 調査対象：乗用車・タクシー・バスの旅客、貨物車の運転手
- ・ 車種区分：二輪車、乗用車、バス、小型貨物車、普通貨物車、大型貨物車の6分類
- ・ 調査項目：調査時間、車種、トリップの発着地の他、旅客については、乗用人員数、トリップの目的、個人属性（性別、職業、年齢、国籍、住所）、貨物車については、品目、積載量、積載率

※ 目標サンプリング率：20%以上（調査地点の交通量等に鑑み適切な値を設定）  
自動車を一時的に路側に停止させ、調査員がドライバーに対して直接インタビューを行う。自動車を停止させる必要があることから、管轄官庁及び警察等への依頼要請や、夜間調査も含むため確実なセキュリティ体制を整備することを必須とする。

#### (3) 鉄道旅客インタビュー調査

- ・ 調査期間：平日1日間、休日1日間（年三回の実施を想定）
- ・ 調査地点：鉄道列車内（スフバートル～ウランバートル～ザミンウッド間、バヤントウメン～エレーンツァヴ間の二路線）
- ・ 調査対象：鉄道列車内の乗客
- ・ 調査項目：調査時間、トリップの発着地、トリップの目的、同伴人数、利用列車、個人属性（性別、職業、年齢、国籍、住所）、当該ターミナルまで又は当該ターミナルからの利用交通機関
- ・ 目標サンプリング率：20%程度

**(4) 航空旅客インタビュー調査**

- ・ 調査期間：平日 1 日間、休日 1 日間（年三回の実施を想定）
- ・ 調査地点：全国の主要な空港（10 空港程度を想定）
- ・ 調査対象：空港の旅客ターミナルにおける乗客
- ・ 調査項目：調査時間、トリップの発着地、トリップの目的、同伴人数、個人属性（性別、職業、年齢、国籍、住所）当該空港まで又は当該空港からの利用交通機関
- ・ 目標サンプリング率：20%程度

**(5) 鉄道貨物物流調査**

- ・ 調査方法：既存データの収集、質問票を介してのインタビュー等
- ・ 調査対象：鉄道公社
- ・ 調査項目：発着・積み替え駅、発地及び当該駅・ヤードまでの輸送手段又は当該駅・ヤードからの輸送手段及び着地、品目、積載量、積載率

**(6) 航空貨物物流調査**

- ・ 調査方法：既存データの収集、質問票を介してのインタビュー等
- ・ 調査対象：航空会社（モンゴル航空、大韓航空、中華航空、揚子江快運交通、アエロフロート・ロシア航空、トルコ航空、アエロモンゴル航空、フヌ航空等）
- ・ 調査項目：発着空港、発地及び当該空港までの輸送手段又は当該空港からの輸送手段及び着地、品目、積載量、積載率

### 第3 業務実施上の条件

#### 1. 業務の工程

以下の二つの期間に分けて業務を実施する。

- (1) 第一年次：2018年11月中旬～2020年5月下旬
- (2) 第二年次：2020年6月上旬～2021年6月下旬

2018年11月中旬より第一年次の業務を開始し、2020年5月中旬を目途にインテリムレポート2を提出する。2020年6月中旬から第二年次の業務を開始し、2020年10月下旬までにドラフトファイナルレポートを提出し、2021年1月中旬までにファイナルレポート1を、2021年6月上旬までにファイナルレポート2を作成・提出する。

#### 2. 業務量の目途と業務従事者の構成（案）

##### (1) 業務量の目途

第一年次：約65.00M/M  
第二年次：約6.00M/M  
合計：約71.00M/M

##### (2) 業務従事者の構成（案）

要員計画の構成分野（案）を以下に示す。なお、業務内容及び業務工程を考慮の上、現地のリソースの活用を含めてより適切な要員構成がある場合、理由とともにプロポーザルにて提案すること。また、評価対象業務従事者について、本指示書に記載された格付目安を超える格付提案をコンサルタントが行うことも可とするが、その場合には理由及び人件費を含めた事業費全体の経費の節減の工夫をプロポーザルに明記すること。

- ① 総括／国土開発計画（2号）
- ② 国土空間計画（3号）
- ③ 社会経済分析／計画フレームワーク／シナリオプランニング（3号）
- ④ 都市開発計画／居住計画
- ⑤ 交通計画
- ⑥ インフラ開発計画
- ⑦ 社会開発計画
- ⑧ 産業開発計画／投資・ビジネス環境改善
- ⑨ 観光開発計画／地域開発計画
- ⑩ 農畜産業開発計画
- ⑪ 鉱業開発計画
- ⑫ 環境社会配慮
- ⑬ 組織制度／法規制
- ⑭ 経済財務分析
- ⑮ 地理空間情報システム（GIS）
- ⑯ 能力開発／参加型計画／業務調整

### 3. 相手国の便宜供与

2018年8月に署名したR/Dに基づくものとする。なお、コンサルタントの執務室については、MCUD及びCDCのオフィス内に確保予定である（NDAのオフィス内に執務室を確保するか否かについては確認中）。執務室には電気・インターネットが通じているが、OA機器の設置は確約されていないため、必要となる機材は調査用資機材としてプロポーザルで提案し、本見積りに計上すること。

### 4. 配布／閲覧資料

#### (1) 配布資料

以下資料の配布が可能。（JICA 社会基盤・平和構築部 都市・地域開発グループ代表アドレス ([eigge@jica.go.jp](mailto:eigge@jica.go.jp)) 宛に、案件名を明示してメールをお送り下さい。）

- ・ 詳細計画策定調査報告書（案）
- ・ 詳細計画策定調査時収集資料
- ・ 討議議事録（R/D）
- ・ 環境社会配慮カテゴリ B 報告書執筆要領（2017年4月）

#### (2) 閲覧資料

以下についてはリンク先より閲覧が可能。

- ・ モンゴル国 地域総合開発にかかる情報収集・確認調査ファイナルレポート（2015-2016）  
[http://open\\_jicareport.jica.go.jp/216/216/216\\_115\\_12283313.html](http://open_jicareport.jica.go.jp/216/216/216_115_12283313.html)
- ・ モンゴル国 投資環境・促進にかかる情報収集・確認調査ファイナルレポート（2015-2017）  
<http://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000030952.html>
- ・ モンゴル国 開発政策・公共投資にかかる基礎情報収集・確認調査ファイナルレポート（2016-2017）  
<http://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000030607.html>
- ・ モンゴル国 農牧業セクターにかかる情報収集・確認調査ファイナルレポート（2016-2017）  
<http://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000032869.html>
- ・ Profile on environmental and social considerations in Mongolia（2014）  
[http://open\\_jicareport.jica.go.jp/619/619/619\\_115\\_12149027.html](http://open_jicareport.jica.go.jp/619/619/619_115_12149027.html)
- ・ モンゴル持続可能な開発ビジョン2030（Mongolia Sustainable Development Vision 2030）及び開発政策計画法（2016）  
[http://www.un-page.org/files/public/20160205\\_mongolia\\_sdv\\_2030.pdf](http://www.un-page.org/files/public/20160205_mongolia_sdv_2030.pdf)
- ・ モンゴル国統計局運営サイト  
<http://www.1212.mn/>

### 5. 機材の調達

本プロジェクトではモンゴル側の能力強化を重視しており、将来の計画更新に向けた能力強化の一環として、必要な機材やソフトウェアを調達し、計画策定の過程でそれら機材・ソフトウェアを用いてOJTを行う。候補となる機材やソフトウェアのリ



ストは MCUD 及び NDA からの提出が予定されているが、現段階では確定できないことから、本プロポーザルでは便宜的に 1,000 万円を本見積りに定額計上して提案すること。正式には現地でのキャパシティギャップアセスメントの結果等を踏まえて調達する機材及びソフトウェアの数量や種類、投入のタイミング等を決定する。

機材の調達に当たっては、「コンサルタント等契約における物品・機材の調達・管理ガイドライン（2017 年 6 月）」に従うこと。また、本契約に基づき本邦で調達した機材、もしくは本邦又は機材使用国以外の第三国で調達した機材を外国に持ち出す（輸出する）場合は、「JICA 輸出管理ガイドライン（業務受託者向け）（2017 年 6 月）」に依ること。

## 6. 現地再委託

現地再委託を想定している以下の項目については、当該業務について経験・知見を豊富に有する機関・コンサルタント・NGO 等に再委託して実施することを認める。

### ・ 全国都市間交通・物流に係る実態調査

現地再委託にあつては、「コンサルタント等契約における現地再委託契約ガイドライン（2017 年 4 月）」に則り選定及び契約を行うこととし、委託業者の業務遂行に関しては、現地において適切な監督、指示を行うこと。

プロポーザルでは、可能な範囲で、現地再委託対象業務の実施方法と契約手続き（見積書による価格比較、入札等）、価格競争に参加を想定している現地業者の候補者名並びに現地再委託業務の監督・成果品の検査の方法等、具体的な提案を行うこと。なお、本経費は本見積りにて計上すること。上記以外に再委託による実施が必要な業務があれば、併せてプロポーザルにて理由とともに提案し、必要経費を本見積りに計上すること。

## 7. その他の留意事項

### (1) 複数年度契約

本業務については複数年度にわたる契約を締結することとするため、年度を跨る現地作業及び国内作業を継続して実施することができる。経費の支出についても年度末に切れ目なく行えることとし、会計年度毎の精算は必要ない。

### (2) 安全管理

現地作業期間中は安全管理に十分留意する。当地の治安状況については、JICA モンゴル事務所等において十分な情報収集を行うとともに、現地作業の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行う。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、当地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意する。また現地作業中における安全管理体制をプロポーザルに記載する。また、現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者全員を登録する。

### (3) 不正腐敗の防止

本業務の実施にあつては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス（2014 年 10 月）」の趣旨を念頭に業務を行うこと。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報

相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談するものとする。

**(4) 適用する約款**

本業務にかかる契約は「成果品の完成を約しその対価を支払う」と規定する約款を適用し、すべての費用について消費税を課税することを想定している。

以上